

障害者虐待防止センター対応報告について

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (R8.1 末)
養護者虐待	6 件 (うち認定 4 件)	9 件 (うち認定 4 件)	6 件 (うち認定 4 件)
施設従事者虐待	14 件 (うち認定 6 件)	15 件 (うち認定 1 件)	12 件 (うち認定 2 件)
使用者虐待	0 件	0 件	1 件
警察通報	29 件 (うち認定 0 件)	20 件 (うち認定 0 件)	34 件 (うち認定 0 件)
精神科病院 ※神奈川県		68 件 (うち認定 5 件)	県において集計中

※精神保健福祉法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日より、精神科病院の業務従事者から虐待を受けたと思われる者を発見した場合には、県・政令市への通報義務あり

<研修会の実施>

障害者虐待防止研修会

- 主 催：大和市基幹相談支援センター・大和市虐待防止センター
- 共 催：NPO 法人かながわ精神障害者就労支援事業所の会
- 日 時：令和 7 年 12 月 16 日（火） 15：30～17：30
- 会 場：大和市市民交流拠点ポラリス
- 対 象：本市内の通所事業所職員
- 内 容：障害者虐待防止法の講義及び事例を通じたグループワークを行い、
制度に対する理解を深めました。

<虐待通報の傾向>

- ・令和 7 年度（令和 8 年 1 月まで）については、虐待通報件数 19 件（養護者・施設従事者・使用者）の被虐待者は、身体障がい者もしくは知的障がい者です。
- ・一方、警察通報の被虐待者とされたすべてが精神障がい者となっています。サービス利用等、支援に繋がっていない方も少なくなく、虐待通報を支援介入の端緒にできないかの検討をする必要があると考えます。
- ・虐待通報件数については、特に施設従事者虐待について増加傾向にある。施設内での虐待研修の実施義務化（令和 4 年度より）などにより、徐々に障害者虐待に関する通報の重要性が浸透してきたためだと思われます。

(参考) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待通報の流れ

